

刈払機取扱い作業者に対する安全衛生教育 開催案内

刈払機での作業を業務として行う場合は、安全衛生教育を受ける必要があります。

この教育では、作業者が刈払機に関する正しい知識や使用方法を習得できるよう、実技等を交えた教育をいたします。

1. 受講対象者

建設現場等で刈払機を使用する作業に従事する者。

2. 講習の日時・場所・締切日

会場	開催日	場所	定員	締切日
出雲 →締切	8月2日(水)	出雲市塩冶善行町2-2 (出雲建設会館)	60名	7月19日 (水)

※締切日前に定員に達したら、申込みを締め切ります。

3. 講習科目及び時間割

	科目	時間
学科	《第1日》	
	受付	8:50~
	刈払機に関する知識	9:20~10:20(1時間)
	刈払機を使用する作業に関する知識	10:25~11:25(1時間)
	刈払機の点検及び整備に関する知識	11:30~12:00(30分)
	昼休憩	12:00~12:50(50分)
	振動障害及びその予防に関する知識	12:50~14:55(2時間)
	関係法令等	15:00~15:30(30分)
実技	刈払機の作業等	15:35~16:35(1時間)

4. 受講料・教材費(税込)

区分	講習時間	建災防島根県支部 会員	建災防島根県支部 非会員
全科目 (1日間)	学科5時間 実技1時間	9,900円 ※	14,300円

※建災防島根県支部会員は、講習料の一部(1,100円)と教材費部分(3,300円)を免除しております。

5. 受講申込

以下の書類をそろえて支部または各分会へ申し込みください。

①受講申込書

②受講料（振込のみの対応となります）

（振込）事前にお振込みいただき、振込の確認ができるもの（写し）を
申込書等に添付してお申し込みください。

振込先

山陰合同銀行 本店営業部 普通 2712572
建設業労働災害防止協会島根県支部

③氏名欄に旧姓を使用した氏名及び通称（以下「旧姓等」という。）の併記の希望がある場合 （修了証には氏名と併せて括弧書きで記載します。）

・旧姓を使用した氏名の場合

戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等

・通称の場合

住民票又はそれに類する証明書

6. 申込キャンセル等について

申込のキャンセル（受講日変更や受講者変更を含む）については、申込締切日までは受付いたします。
なお、申込締切日までにキャンセルの申し出があった場合に限り返金いたします。

7. その他

- ・修了者には、修了証を交付します。
- ・受講票は発行いたしません。
- ・駐車場には限りがありますので、ご協力お願いいたします。

（実技の受講について）

保護帽（ヘルメット）、作業服、安全靴、手袋等の準備もお願いいたします。

8. 問い合わせ

建設業労働災害防止協会島根県支部

〒690-0048

島根県松江市西嫁島1-3-17 電話0852-21-9004